

会議案第7号

芽室町議会基本条例中一部改正の件

芽室町議会基本条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年9月2日提出

芽室町議会議員 早 苗 豊

芽室町議会議員 中 田 智恵子

芽室町議会議員 橋 本 和 仁

芽室町議会議員 常 通 直 人

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例

芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

説 明

議長の裁決権を含む議決構造を踏まえ、議会の意思決定機能を確保するとともに、各常任委員会を7人で構成し、その審査及び討議機能を維持するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(議員定数) 第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、<u>15人</u>とします。 2・3 ー略ー <u>附 則</u> <u>この条例は、令和9年5月1日から施行する。</u>	(議員定数) 第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、<u>16人</u>とします。 2・3 ー略ー